

第3次砺波市総合計画策定支援等業務委託 プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、「第3次砺波市総合計画策定支援等業務委託」の受注候補者を公募型企画提案（プロポーザル）により選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

第3次砺波市総合計画策定支援等業務委託

(2) 業務内容

別紙「第3次砺波市総合計画策定支援等業務委託仕様書」のとおり。

(3) 業務期間

契約日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

※本業務は、令和7・8年度の2箇年度で実施する。ただし、契約については単年度で実施する。

(4) 事業費限度額（消費税額及び地方消費税額含む。）

予定額：4,000,000円

※上記金額は令和7年度のための金額である。

3 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、砺波市契約規則を遵守した上、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 令和7・8年度の砺波市入札参加資格（役務）を備えていること。入札参加資格がない場合は、参加申込期限までに令和7・8年度の入札参加資格審査申請をすること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 砺波市の契約に係る入札参加停止等の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による会社更生手続き開始の申し立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員と密接な関係を有しないものであること。
- (7) 本業務に関する十分な実績及び能力を有していること。令和2年度から令和6年

までの間に地方公共団体の総合計画若しくは総合戦略、又はそれに準ずる計画の策定支援業務を元請（ただし共同企業体で実施した場合は代表者に限る。）として完了した実績があること。

4 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおり。

内 容	期 間 等
公募の開始	令和7年9月24日（水）
参加申し込み	令和7年9月24日（水）から10月10日（金）までの土日祝を除く午前9時から午後4時まで（郵送の場合は必着）
質問の受付	令和7年9月24日（水）から10月1日（水）正午まで
質問の回答	令和7年10月6日（月）
企画提案書等の提出	令和7年10月7日（火）から10月20日（月）までの土日祝を除く午前9時から午後4時まで（郵送の場合は必着）
プレゼンテーションの実施	令和7年10月22日（水）
結果通知	令和7年10月24日（金）までに電子メールでの通知を予定
契約締結	令和7年10月31日（金）頃までの契約締結を予定

5 質問及び回答

（1）質問

メール件名を「【社名】質問：第3次砺波市総合計画策定支援」とし、電子メールにて期日までに提出すること。受付返信メールを確認し、返信メールがない場合には、電話確認をすること。（宛先：kikaku@city.tonami.lg.jp）

※電話、FAX、口頭による質問は受け付けない。

（2）回答

質問書に対する回答は、期日までに市ホームページに掲載する。なお、質問の内容によっては回答を示さない場合がある。また、質問が皆無であった場合は、その旨を掲載する。

6 参加申し込み

このプロポーザルに参加する意思がある場合は、以下の書類を提出すること。

	提出書類	部数	注 意 事 項
①	参加申請書	1 部	指定様式 による（様式1）

②	会社概要書	1 部	指定様式 による (様式 2)
③	業務経歴書	1 部	指定様式 による (様式 3)
④	納税に関する 証明書	1 部	・市税の完納を証明する書類 ・法人税 (国税) 並びに消費税及び地方消費税 の完納証明 (納税証明書)

(1) 本業務に関する書類の提出及び問い合わせ先

砺波市企画総務部企画政策課企画調整係

所在地〒939-1398 砺波市栄町7番3号

電 話0763-33-1145

FAX0763-33-5325

メールアドレス kikaku@city.tonami.lg.jp

(2) 関係書類の交付

当市のホームページからダウンロードにより交付する。

(3) 提出方法

必要事項を記入し、持参又は郵送にて提出すること。

(4) プロポーザルに関する質疑

質疑がある場合は、上記の問い合わせ先に連絡すること。

(5) 説明会の開催

本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

7 企画提案書等の提出

参加事業者は、以下の書類を提出すること。

	提出書類	部数	注 意 事 項
①	届出書	1 部	指定様式 による (様式 4)
②	実施体制調書	1 部	指定様式 による (様式 5)
③	配置予定者調書	1 部	指定様式 による (様式 6)
④	企画提案書	10 部	任意様式
⑤	業務工程表	1 部	任意様式
⑥	見積書	1 部	任意様式 項目毎の金額内訳をあわせて提出すること。

(1) 提出先

参加申し込みの提出先と同じ。

(2) 関係書類の交付

当市のホームページからダウンロードにより交付する。

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

(4) 留意事項

匿名審査とするため、①届出書以外は事業者名を記載しないこと。

左綴りとし、用紙サイズはA4判を基準とする。A3判を含む場合は、折り込み等を行いA4サイズに統一すること。

8 企画提案書及びプレゼンテーションにおける特記事項

企画提案書及びプレゼンテーションにおいては、以下の内容を織り込み、重点的に説明すること。

- (1) 序論、基本構想及び人口ビジョンのページレイアウトについて、ページレイアウトのデザイン案を提案すること。（提案時点ではダミーデータでもよい）
- (2) 現計画の序論及び基本構想並びに人口ビジョンをベースとして、本市をとりまく最新の社会情勢を踏まえ、どのようなアップデートを図れるか提案すること。
- (3) アンケートの回答率向上の方法を提案すること。なお、回答方法にインターネットの選択肢があることは前提とする。
- (4) 完成した基本構想等について、インターネットやSNS等を活用した市民への効果的な周知方法を提案すること。（方法の提案であり、運用は委託内容に含まない）

9 プレゼンテーションの実施

- (1) 令和7年10月22日（水）午後 予定 ※詳細は別途電子メールにて通知する。
- (2) 会場 砺波市役所 3階 特別会議室（予定）
- (3) 内容
 - ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とする。
 - ・1事業者当たり25分程度（説明15分、質疑応答10分）とする。
 - ・参加者は1事業者あたり5名以内とし、管理担当者となる予定の者は原則として出席する。
 - ・プレゼンテーションについては、提出された書類を補完するものとして位置づけ、評価に当たっての参考とする。
 - ・プレゼンテーションは、企画提案書に基づき書面又はプロジェクターにより行うこと。
 - ・会場には、プロジェクター及びスクリーンを用意する。

10 審査

(1) 審査

提出書類及びプレゼンテーションを基に、審査委員会において審査して選定する。

(2) 審査委員会

審査委員会を設置し、企画提案書等の審査及び評価を行い、受託候補者の選定を行う。
審査委員会は、市職員6名で構成する。

(3) 審査基準

別紙「審査基準表」により行う。ただし、審査委員会で評価項目を変更、追加することがある。

(4) 選定方法

審査委員会による審査結果の合計点が上位の者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の契約予定事業者として決定する。最高得点に同数があつた場合は、審査委員会が決定する。

契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合には、次点の者を契約予定事業者とする。

なお、提案者が1者の場合については、選定委員会において本業務の目的を達成できると判断した場合は、契約の優先交渉者とする。

審査委員会での選考は非公開とする。

1 1 結果の通知及び公表

選考結果は、提案者全員に通知する。なお、審査内容の詳細については非公開とし、審査内容についての問い合わせ及び審査結果に対する異議の申し立ては一切受け付けない。

1 2 契約の締結

審査により選定された契約予定事業者と契約交渉を行う。契約内容については企画提案書の内容を基本とし、当市と契約予定事業者が協議のうえ確定するものとする。

1 3 その他

- (1) プロポーザル実施要領等の承諾参加希望者は、参加申請書の提出をもって、プロポーザル実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) このプロポーザルに参加する費用は全て参加する事業者の負担とする。
- (3) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属する。ただし、本市がこの公募型プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (4) 提出書類については、砺波市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となる。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 以下のいずれかに該当するときは、参加を無効とする。
 - ア 資格要件を欠くもの。
 - イ 提出書類に虚偽の記載があつたと認められるもの。
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があつたとき。

- エ 信義に反する行為があったとき。
 - オ その他選考に係る不正行為があったもの。
- (7) プロポーザル実施要領及び仕様書に定めるもののほか、応募にあたって仕様の変更があった場合には、参加希望者に通知する。